

「江南市企業誘致等基本方針（案）」に関するパブリックコメントの結果について

意見の募集期間	平成28年1月4日（月）から2月2日（火）まで
意見を提出された方	2名
意見の件数	8件

●江南市企業誘致等基本方針（案）の内容について

意見の概要	No.1	江南市企業誘致等基本方針（案）は、誘致する業種を限定しているのか不明確です。最近では業種が多様化しており、広範囲で検討することも必要であると考えます。
市の考え方		<p>今回の基本方針では、誘致対象区域を市街化調整区域である安良区域としていることから、立地が可能な業種には一定の制約があります。そのため、主な誘致対象は「江南市都市計画法に基づく開発行為等の許可の基準に関する条例」で定める許可基準のひとつである「東尾張地域指定集積業種」に該当する業種となります。また、この条例以外の許可基準（愛知県開発審査会基準など）により、その他の業種の工場等が立地できる場合もあり、そのような業種も誘致の対象となります。</p> <p>市としましては、これらの業種の範囲内で企業誘致を推進していきたいと考えております。</p>

意見の概要	No.2	般若町工場適地はいまだに虫食い状態でたくさんの土地が残っており、和田工業団地にも残地があります。こうした企業用地を放置したまま目先を次々に変えるのではなく、まずは既存の企業用地の解決に最優先で当たってほしいと思います。
市の考え方		<p>和田工業団地については、事業主体である土地開発公社の事業としましては、全ての土地の売却が完了しております。現在、区域内に一部農地が残ってはおりますが、これは生産緑地に指定された民間所有の土地ですので、市から企業に対し用地として紹介することはありません。</p> <p>般若町の工場適地には、ご指摘のとおり農地等として残っている土地が数ヶ所あり、それらを合計すると約4千㎡となります。こちらにつきましては、これまでも市内で立地先を探している企業に対し情報提供を行ってきましたが、工場用地としては狭小な土地が多いため、なかなか企業側の希望と合わないのが現状です。</p> <p>このように、既存の工業地域内には残る用地が少ないことから、今回の基本方針において新たに安良区域を誘致対象区域としたものです。</p> <p>なお、般若町に残る用地についても、引き続き安良区域とともにPRに努めます。</p>

意見の概要	No.3	企業の新規誘致は市の財源確保が主要な目的と思われませんが、誘致企業からの法人市民税による大幅な増収は期待できません。
市の考え方	<p>企業誘致は市の財源確保だけでなく、市内の雇用の安定と創出、及び、地域経済の活性化を図ることを目的としております。</p> <p>なお、法人市民税の法人税割につきましては、業績により税額が大きく変動するため、ご指摘のとおり必ずしも大幅な増収には結びつかない場合もあります。しかし、企業が納付する市税としては、他にも法人市民税の均等割及び固定資産税があり、これらは比較的安定した財源であることから、企業の新規誘致により市の税収は確実に増加するものと考えます。</p>	

意見の概要	No.4	<p>江南市戦略計画では安良区域、小折区域、曾本区域ともに「のびゆくゾーン（拡大区域）」として位置づけている一方で、今回の基本方針では小折区域と曾本区域は優良な集団農地、安良区域は開発許可の対象区域と定義しています。戦略計画の関係部分との整合性がとれていないのではないのでしょうか。</p>
市の考え方	<p>江南市戦略計画は、江南市がめざす地域社会づくりの目標と実現方策を示した長期的な計画で、計画期間は平成20～29年度までの10年間としております。</p> <p>今回の企業誘致等基本方針は、短中期的な方針として、当面の間の取り組み方針を定めたものであり、戦略計画における将来的な土地利用の「めざすべき目標」を変更するものではありません。そのため、戦略計画との矛盾は無いものと考えております。</p>	

意見の概要	No.5	<p>和田工業団地は一切の優遇措置なしで事業を完了させているため、誘致企業に対する助成制度には反対です。市内間の企業の移転などに対して一定の助成策を採用することは理解します。</p>
市の考え方	<p>企業誘致に関して優遇制度を整備している自治体は多くあり、県内においても約40の市町村が何らかの制度を実施しております。</p> <p>江南市は和田工業団地以降、積極的な企業誘致を行っておりませんでしたので、優遇制度については整備してきませんでした。安良区域においては立地企業が自ら用地取得を行う必要があることなどを踏まえると、立地先として江南市を選んでいただくために、近隣自治体と同水準の優遇制度は必要であると考えます。</p>	

意見の概要	No.6	「企業の担当者と高い信頼関係を確保できる人材を配置する」について、配置するのは恐らく県の担当職員かと思われませんが、市職員の力量を信頼すべきであり、外部から招くといったことは止めるべきです。
市の考え方	ここで言う「人材」とは市の職員を想定しており、県や国などの職員を招くことは考えていません。	

意見の概要	No.7	<p>長年江南市に住んでいますが、改めて市内の企業の存在や、製品・商品が市内で作られていることを知るケースがあり、新たな発見、気づきとなります。</p> <p>市内企業を「広報こうなん」や市のホームページを使用してPRしてはどうでしょうか。</p> <p>推進体制の構築で述べられている「企業の担当者と高い信頼関係を確保できる人材」の育成にもつながると考えます。</p>
市の考え方	<p>今回の基本方針では、市内既存企業の定着も目標の一つとしています。ご提案いただいたように、市内企業をPRすることにより、市民がその企業の活動内容を知ること、地域と企業の結びつきが強まれば、市外流出の抑止につながる可能性はあると思われまます。今後、効果的なPR方法について検討させていただきます。</p>	

●その他の意見

意見の概要	No.8	「江南市都市計画法に基づく開発行為等の許可の基準に関する条例」を読みましたが、難関であり理解できませんでした。広範囲で難しい都市計画法、都市計画法施行令、農地法ですので、今後、企業誘致推進にあたり、地権者や市民の方々に解りやすい説明パンフレット等が必要と考えます。
市の考え方	<p>安良区域の住民、地権者の皆様に向けましては、条例の内容、企業誘致の進め方に関する説明会を昨年9月に開催いたしました。また、1月に実施したタウンミーティングでも企業誘致をテーマの一つとし、市民の皆様にご説明するとともに、意見交換をさせていただきました。今後も様々な機会を通じて説明を行い、地元をはじめ市民の皆様にご理解いただけるよう努めてまいりたいと考えております。</p> <p>なお、誘致先の企業にも江南市を知っていただく必要があることから、江南市に立地するメリットや優遇制度などを紹介するPRパンフレットを作成します。</p>	